JForest

第32号

森林組合おわせニュースレター

くみあいだより

令和8年３月発行



早春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。
平素は、森林組合おわせに格別のご厚誼をあずかり、御礼申し上げます。

当森林組合は、平成８年４月に尾鷲地区の2組合、海山地区1組合、紀伊長島地区1組合による広域合併を行い、早くも30年が経過しようとしています。

今後も組合員皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



森林組合おわせ職員一同

組合員の皆さまへ

中国経済の減速や各地での武力衝突地域の存在が、世界全体の経済に影響を及ぼしています。わが国の木材市場においても、2021年頃の“ウッドショック”により一時的な木材価格の高騰が見られたものの、現在では以前の水準に近づいており、木材価格の安定的な高止まりは厳しい状況にあります。こうした中、国の森林政策も資源の循環利用を基本とする「主伐・再造林」へと大きく転換されつつあり、国産材の安定供給の実現が期待されています。　実際、全国的な若齢林の不足により、通直な細く長い皮剥き丸太（建築用足場丸太、養殖筏用材）の不足が起こっており、当地域への引き合いが多くあることはありがたいことですが、再造林を継続していかないと当地域でも同じ状況に陥ります。

老齢林につきましては、成長が鈍化することにより炭酸ガスの吸収量が減少します。さらに、成長を継続させるために間伐を行うと、残った山林の蓄積量が減少するという事態が起こり、将来的には森林資源が枯渇するおそれもあります。したがって、当地域においても皆伐再造林へ本格的に取り組んでいくことが必要だと考えております。

また、当組合ではFSCグループ認証を取得しており、町有林および森林経営計画を策定した山林から出材される木材が、認証材として市場に供給可能となっております。近年、FSC材に対して定期的な出材を求める声も高まっておりますが、出材できる量には限界があり、需要には充分応えられない状況です。

今後は、皆伐再造林の政策とFSC材の安定供給の両立を図ることが重要であり、これらを見据えた持続可能な施業体系の構築が求められています。
さらに、尾鷲市では、大型製材工場の誘致の計画が進められております。これが実現すれば、地域における木材需要の安定化、木材価格の下支え、さらには雇用創出や関連産業の活性化にもつながり、森林経営の持続可能性が一段と高まると期待されます。

林業は「百年の計」と申しますように、目先の利益だけではなく、地域の未来や次世代に向けた責任が問われる産業です。森林の再生と資源の循環を柱とした施業を進め、地域経済と環境の両立を目指していくことが、私たちの使命であると考えております。
引き続きご理解とご協力を賜りながら、組合一丸となって地域林業の振興に取り組んでいく所存です。

令和8年3月

森林組合おわせ　代表理事組合長　松永 忠與

～～　造林補助申請についてのお知らせ　～～

　年々、造林補助申請に係る要領の追加や変更がされており、組合員の皆様には要領の把握が困難になっている状況と思われます。要領を守っていなかったり、間違った認識をしてしまうと、補助金の申請が受理されません。
　組合と致しましては、多くの方に補助金の受領をしていただきたいと思っております。その為、今後の対応として下記の事項を決めさせていただきます。

造林補助申請をご希望の方は、
作業を行う前に必ず当組合に連絡ください。
（連絡先電話番号 0597-32-0275）

上記の通り、連絡をいただけましたら、今後に必要な作業や書類等の説明や「造林申込書」に記入していただく必要がございますので、その際に改めて説明させていただきます。
上記の事項を守っていただけますと補助申請の処理がスムーズに行えますので、ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

～ 森林組合おわせ 単価表一覧 ～
（組合員様限定）

〇各種事務・各種作業

2026/2/28現在

NO	項目		組合員様単価				備考
1	経営計画作成 （※属人計画の場合）	基本作成料(新規)	¥100,000	＋	1筆	¥800	区域計画･林班計画等の場合は別途、見積致します。
		基本作成料(更新)	¥30,000	＋	1筆	¥300	
2	事前計画費	基本作成料	¥6,000	＋	1筆	¥400	※本人施業の場合 （組合作業の場合は除く）
3	保安林伐採許可申請書 保安林間伐届出書	基本作成料	¥6,000	＋	1筆	¥400	※本人施業の場合 （組合作業の場合は除く）
4	測量費	1mあたり	¥48				資材代(測量杭等)、製図作業代含む
5	完成写真	1セット(前･中･後)	¥18,000				※本人施業の場合 （組合作業の場合は除く）
6	ドローン見回り(連携枠)	1mあたり(1回)	¥22				1年に3回以上　見回りする必要有り
7	森林にかかる諸証明 （現況証明）	1筆あたり	¥600				山林を特定できなかった場合、費用は発生しない

第29回通常総代会について

【第 29回 通 常 総 代 会】

令和７年６月２５日、尾鷲市民文化会館にて、第２９回通常総代会を開催致しました。
総代定数200名に対し本人出41名、書面決議書113名、合計154名により成立。

第１号議案　令和6年度事業報告については、下記損益計算書の通りとなりました。
第２号議案　令和6年度事業計画の設定についても、下記損益計算書の通り計上しました。
第３号議案　令和6年度借入金の最高限度5億円
第４号議案　令和6年度　1組合員に対する貸付最高限度額は2百万円以内
第５号議案　1組合員に対する債務保証の最高限度額5百万円以内、令和7年度における債務保証の最高限度額は3百万円以内
第６号議案　令和5年度余裕金預け入れ金融機関、百五銀行、三十三銀行、紀北信用金庫、伊勢農業協同組合、ゆうちょ銀行、農林中央金庫

第７号議案　令和7年度役員報酬は理事報酬500万円以内、監事報酬50万円以内



（令和7年6月撮影）

令和6年度損益計算書（実績）　（単位：千円）

科　　目	小　計	合　計
Ⅰ 事業総損益		
1 事業総収益	461,864	
2 事業総費用	350,768	
事業総利益		111,096
Ⅱ 事業損益		
1 事業管理費	108,390	
事業利益		2,706
Ⅲ 経営損益		
1 事業外収益	2,639	
2 事業外費用	0	
事業外損益		2,639
経常利益		5,345
Ⅳ 特別損益		
1 特別利益	10,683	
2 特別損失	7,917	
特別損益		2,766
税引前当期利益		8,111
法人税・住民税及び事業税		1,587
当期剰余金		6,524
前期繰越剰余金		33,466
Ⅴ 当期未処分剰余金		39,990

令和7年度損益計算書（計画）　（単位：千円）

科　　目	小　計	合　計
Ⅰ 事業総損益		
1 事業総収益	512,000	
2 事業総費用	385,520	
事業総利益		126,480
Ⅱ 事業損益		
1 事業管理費	116,000	
事業利益		10,480
Ⅲ 経営損益		
1 事業外収益	2,500	
2 事業外費用	1,800	
事業外損益		700
経常利益		11,180
Ⅳ 特別損益		
1 特別利益	4,000	
2 特別損失	3,800	
特別損益		200
税引前当期利益		11,380
法人税・住民税及び事業税		1,780
当期剰余金		9,600
前期繰越剰余金		21,990
Ⅴ 当期未処分剰余金		31,590

組合員数、役職員数

組合員数	
正組合員	798名
准組合員	16名
合計	814名
役員	
理事	10名
監事	3名
計	13名
職員	
参事	1名
一般職員	10名
現業職員	16名
計	27名

令和7年3月現在

紀北町農林水産課からのお願い

紀北町との貸付林地契約（年山契約）を締結されている方に連絡します。貸付林地の伐採を計画する際には、必ず下記の連絡先まで、ご一報下さい。なお伐採に当たっては、森林法の届出等が必要となりますので、ご注意ください。
また契約期間、契約者の変更等についても、お手続きが必要となりますので、今一度ご確認いただきますよう、よろしくお願い致します。

(連絡先）紀北町役場　本庁　農林水産課 0597-46-3116
海山総合支所　産業建設室 0597-32-3903

三重県　尾鷲農林水産事務所からのお知らせ

・森林の所有者が変われば、市町に届け出が必要です。
売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をしている方は対象外です。
※県が作成する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっているときには届出の対象となる可能性がありますのでご注意ください。

・森林を伐採するときは、市町に届け出が必要です。
① 立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出」
② 伐採が完了したときは「伐採に係る森林の状況報告」
③ 造林が完了したときは「伐採後の造林に係る森林の状況報告」を提出することが森林法で義務づけられています。

三重県水源地域の保全に関する条例
尾鷲市、紀北町の森林はほぼ全域指定されています。水源地域としての森林を将来にわたって保全するため、水源地域内の土地の売買契約等を締結しようとするときは、現在の森林所有者が30日前までに県に届出をしていただく必要があります。

保安林って知ってますか？
森林は、木材生産の場としての役割だけでなく、雨水を貯えて少しずつ供給してくれる『水源かん養としての役割』、『洪水や土石流などの発生を防ぐ災害防備の役割』、『私たちの暮らしに潤いや安らぎを与える保健休養地としての役割』などの様々な機能を持っています。森林を森林として維持し、森林の持つこれらの機能を保ち、さらにその効果を発揮するため、保安林には一定の制限（立木伐採の制限や植栽の義務など）が課せられるとともに、所有者等には免税等の優遇措置がとられます。保安林において、立木の伐採や土地の形質の変更等を行う場合は、県知事の許可や事前届出が必要となります。

※詳しくは、お住いの市町や三重県のHPをご覧ください。

このお知らせに関する問い合わせ先
尾鷲農林水産事務所　森林・林業室　林業振興課
TEL:0597-23-3504　　メール：onorin@pref.mie.lg.jp

地区懇談会の開催について

令和8年度に地区相談会を開催します。日時、会場等の準備ができ次第、郵送にて連絡させていただきますので、是非、ご利用ください。
（令和8年度は、夏秋頃に開催予定）

作業員、インターン研修の募集について

森林組合おわせでは、山林作業員を募集しています。募集内容については、ハローワーク求人にて確認できますのでご参照ください。又、林業での就業を考えられている方のために、インターン研修の受け入れを実施しています。インターン研修希望の方は、紀北町地域起こし協力隊担当）坂入まで連絡ください。
（森林組合おわせ内　0597-32-0275）
※どちらも定員になり次第、募集を締め切りますのでご了承ください。

所有山林の運用に関するアンケートについて
（山林譲渡等に関する案件も含む）

昨今、後継者問題に起因する山林の今後の運用についての相談が大変増えています。森林組合の運営上、山林の運用、処置の相談は当組合にとっては大変重要な案件であり、地域全体でも大きな課題でもあります。
つきましては、第三者にご自身の山林の運用を希望されている方が現状どの程度いらっしゃるか？を調査し今後の資料としてまとめたいと考えています。
山林の後継問題でお困りの方は、別紙アンケート回答に記載願い、森林組合おわせまで郵送願います。（ＦＡＸ及び電子メール可。）
尚、ご回答いただきましたアンケートにつきましては、個人情報として厳重に保管管理いたします。

（お願い）このアンケートに関する電話での問い合わせにつきましては、一般業務に支障がでますのでご遠慮願います。郵便、電子メール、FAX等でお願いします。

お近くにお越しの際、是非、お立ち寄り下さい！！



令和7年10月みえ森林フェスタにて

森林組合おわせ
本部）
郵便番号519-3408
三重県北牟婁郡紀北町便ノ山200
TEL0597-32-0275　FAX0597-33-0028
E-mail: forest@owase.or.jp

円柱加工場）
郵便番号519-3405
三重県北牟婁郡紀北町船津2655
TEL0597-35-0877　FAX0597-35-0890